

Client Alert

15 July 2026

中国改正商標法：改正点とブランドオーナー への実務上の影響

本アラートに関する
お問い合わせ先：



Aggie Liu
Partner
Baker McKenzie FenXun, Beijing
+86 10 6535 9027
LiuAijie@fenxunlaw.com



Muzi Xuan
Counsel
Baker McKenzie FenXun, Beijing
+86 10 6535 9394
XuanMuzi@fenxunlaw.com

概要

2026 年 6 月 26 日、中国は「中華人民共和国商標法」（以下、「商標法」）の包括的な改正を採択した。改正法は 2027 年 1 月 1 日に施行される予定である。今回の改正は、商標法制定以来 5 回目の改正であり、40 年以上の歴史において初の包括的な見直しである。改正法では、保護対象となる標識の範囲の拡大、一定の商標手続の簡素化、悪意のある出願に対する規制強化、馳名商標の保護強化、誤認を生じさせる商標使用への対応措置の導入等が盛り込まれている。

立法過程で議論されたより踏み込んだ改正案の一部は最終的には採用されなかったが、今回の改正法は、真正な商標使用の促進、登録制度の濫用抑止、商標登録簿の質の向上、正当なブランドオーナーの保護強化という明確な政策的方向性を示すものである。中国で事業を行う企業にとって、改正法は新たな機会をもたらす一方、追加的なコンプライアンス上の留意点も生じさせるものといえる。

立法の背景

中国の商標制度は、過去 10 年間で著しい成長を遂げてきた。2025 年末時点で、中国本土における有効な登録商標は 4,980 万件を超えており、中国は世界最大規模の商標登録制度を有する国の一つとなっている。この成長は、中国におけるブランド保護の重要性が高まっていることを示す一方で、商標の抜け駆け出願、未使用商標の蓄積、登録商標の誤認的使用、権利行使の濫用といった実務上の課題も生じさせてきた。

このような状況を背景に、中国の立法機関は商標法の包括的な見直しに着手した。パブリックコメントの募集及び複数回の審議を経て、改正商標法は 2026 年 6 月 26 日に採択され、2027 年 1 月 1 日に施行される予定である。改正法は、従来の 8 章 73 条から 9 章 87 条へと拡充されており、単なる技術的な見直しにとどまらず、中国商標制度の構造及び政策上の重点について、より広範な調整を反映している。

改正法は、中国の登録主義を基本とする商標制度の枠組みを維持している。他方で、善意による出願及び使用をより重視し、濫用的な登録行為に対処するとともに、現代の商取引及びデジタル・ブランディングに対応する内容を取り込んでいる。この意味で、今回の改正は、登録の取得を中心とした制度から、真正な商業上の使用及び責任ある権利行使をより重視する制度へと移行しつつあることを示すものといえる。

日本語での
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



山頭 めぐみ
アソシエイト
03 6271 9538
Megumi.Santo@bakermckenzie.com

改正法により導入された主な変更点

1. 保護対象となる標章の拡大 — 動き商標

最も注目される改正点の一つは、動き商標が登録可能な商標として明示的に認められたことである。改正法の下では、文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ、音、動的標章及びこれらの組合せを含め、ある事業者の商品又は役務を他の事業者の商品又は役務から識別することができる標章は、商標として登録することができる。

この変更は、デジタル・ブランディングの重要性の高まりを反映するものである。アニメーション化されたロゴ、モーショングラフィックス、アプリ起動時のシーケンス、動画ベースの識別標識その他の動的なブランド要素は、特にモバイルアプリ、電子商取引、ソーシャルメディア、オンラインエンターテインメントの分野において、商業的な出所を示すために頻繁に用いられるようになっている。企業は、中国において重要なデジタル・ブランド資産が商標保護の対象となり得るかを検討すべきである。

同時に、改正法は、一定の非伝統的標識について機能性に基づく除外規定を導入している。すなわち、商品の性質のみに由来する動的効果、音、色彩の組合せその他の要素、技術的效果を得るために必要な要素、又は商品に実質的な価値を付与する要素は、登録を受けることができない。これにより、出所識別標識の保護と、機能的・技術的又は純粋に装飾的な特徴を商標法により独占することの防止とのバランスが維持されている。

改正法はまた、商標の使用にはインターネットその他の情報ネットワークを通じた使用が含まれることを明確にしている。この明確化は、オンラインストア、プラットフォーム上の商品掲載、ソーシャルメディアアカウント、ライブ配信チャンネル、デジタル広告キャンペーンを通じてブランド使用及び侵害が頻繁に発生する現代の商標実務に沿うものである。

2. 手続の簡素化及び効率化

改正法は、商標審査及び登録手続の効率化を目的として、複数の手続上の調整を導入している。特に重要なのは、予備的に登録査定を受けた商標出願の公告日から起算する異議申立期間が、3か月から2か月へ短縮されたことである。この変更により登録手続の迅速化が期待される一方、権利者が抵触出願を発見し、異議申立を行うための期間は短くなる。

ブランドオーナーにとって、この手続変更により、ウォッチングサービス及び社内の対応体制の重要性が一層高まる。特に国際企業は、ウォッチ通知が迅速に確認され、現地代理人、地域 IP チーム及び本社間の連絡体制が、適時の異議申立の意思決定を支えるに足る効率性を備えているかを確認する必要がある。

改正法はまた、議論のあった1年間の出願禁止期間の適用範囲を狭めている。同規則は、権利者が商標登録を自発的に取り消した場合にのみ適用され、取消、無効又は更新されなかった場合には適用されない。この改正により、新規出願に対する不要な障害が減少し、商標資源の流通が改善されることが期待される。



3. 馳名商標の保護強化

改正法は、馳名商標の保護をさらに強化している。従来の枠組みでは、非類似の商品又は役務に対する区分を超えた保護は、主として中国で既に登録されている馳名商標に結び付けられていた。改正法は、この登録の有無に基づく区別を撤廃し、中国で登録されているか否かを問わず、馳名商標により広い保護を与える内容となっている。

これは著名ブランドの権利者にとって重要な進展である。特に、希釈化、ただ乗り、又は関連性の低い分野における悪意の出願にさらされる可能性のあるブランドにとって意義がある。著名ブランドの信用を、中核的な事業分野を超えて利用しようとする第三者に対する措置において、追加的な根拠となり得るものである。

改正法はさらに、海外における紛争に関連する仕組みも導入している。外国における商標審査、審判・再審査又は紛争手続において、ある商標が中国の関連公衆の間で馳名であることを証明する必要がある場合、中国の商標当局は、請求に応じて、適用規則に従って当該商標の馳名性を確認する。これは、中国国外で商標の抜け駆け出願又は権利行使紛争に直面する企業にとって有用な手段となる可能性がある。

4. 悪意のある出願に対する規制強化

悪意のある商標出願への対処は、改正法の中心的な目的の一つである。改正法は、使用意思を欠き、通常の生産・事業上の必要を明らかに超える商標出願について、登録を拒絶すべきことを定めている。また、欺瞞その他の不正な手段により商標登録を取得することを明示的に禁止している。

従来の文言と比較すると、改正後の基準は、出願人の出願規模及び範囲が実際の事業活動と均衡しているかといった客観的事情をより重視しているように見受けられる。このアプローチは、商標の大量保有や大規模な抜け駆け出願への対応を容易にすることが期待される。

改正法はまた、より具体的な行政罰を導入している。一定の類型の悪意ある出願行為を行った出願人は、警告及び過料を受ける可能性がある。商標代理人についても、不適切な出願であることを知り、又は知り得べきであったにもかかわらず依頼を受けた場合には、責任を負う可能性がある。これらの規定は、悪意ある出願行為の潜在的成本を高めるとともに、商標代理人に対するコンプライアンス上の期待も高めるものである。

改正法はさらに、CNIPA（中国国家知識産権局）に対し、正当な理由なく3年連続して使用されていない登録商標等について、職権によりその登録を取り消す権限を付与している。これにより、中国商標制度における「使用」を重視する方向性が一層明確化され、未使用商標の蓄積を抑制するための広範な取組を補完するものといえる。

もっとも、不確実性は残る。多くの正当なブランドオーナーは、将来の事業拡大、希釈化の防止、又は製品ライン全体の一貫性維持を目的として、防衛的商標又は広めの出願を行っている。改正法は合理的な防衛的出願を禁止するものではないが、「通常の生産・事業上の必要を明らかに超える」出願と正当なポートフォリオ管理との境界については、今後の実施規則、審査基準及び実務を通じたさらなる明確化が必要になると考えられる。



5. 誤認を生じさせる商標使用への規制

特に注目すべき改正点として、登録商標の誤認を生じさせる使用に対する措置の導入が挙げられる。改正法の下では、登録商標が、商品又は役務の品質、原材料、特徴、産地その他の事項について公衆に誤認を生じさせる態様で使用された場合、執行当局は、一定期間内の是正措置を命じ、金銭的制裁を科すことができる。登録者が所定の期間内に是正しない場合、当該登録は取り消される可能性がある。

この規定は、商標登録が虚偽又は誇張された商業的印象を生じさせる手段として利用されることを防ぐという、より広い政策的重点を反映している。特に、商品の原材料、品質、機能、職人技、産地その他の商品特性を含む、又は示唆する商標に関連性が高いといえる。

したがって、ブランドオーナーは、自社の商標ポートフォリオのみならず、包装、広告、電子商取引上の商品掲載、ライブ配信資料及びソーシャルメディアキャンペーンにおいて商標がどのように表示・使用されているかも確認すべきである。登録商標であっても、その実際の使用態様が商品又は役務の性質や特徴について消費者に誤解を生じさせる場合には、規制上のリスクを生じ得る。

6. エンフォースメント及び訴訟関連の明確化

改正法は、行政による執行手段も強化している。商標権侵害の疑いがある事案の調査において、執行当局は、現行商標法で明示されている侵害行為に関連する契約書、インボイス及び帳簿に加え、文書、記録、業務上の通信、視聴覚資料及び電子データを含むその他の関連資料を調査し、複写することができる。改正法はさらに、犯罪の疑いがある事案における行政執行当局と刑事執行当局との連携メカニズムを明確化している。

訴訟面では、改正法は、商標訴訟の濫用に対応するための独立した規定を導入しており、悪意ある通謀、基本的事実の捏造その他これに類する不正行為に基づいて提起される訴訟を明示的に対象としている。他方で、中国の裁判所は近年、蓄積された商標の権利行使、悪意による商標登録、その他の商標権の濫用的行使に関する紛争について、判例の蓄積を通じて積極的に対応してきた。しかし、これらの場面は改正法において明示的に規定されているわけではない。そのため、新たな規定の具体的な適用範囲や、既存の裁判実務との関係については、今後の裁判例を通じて引き続き発展していくものと考えられる。

また、改正法は、記述的使用・指示的使用をフェアユースの一類型として明示的に認めている。商標の使用が、商品又は役務の用途、想定される使用者、使用場面又は真正な出所を表示するために必要であり、かつ混同を生じさせない場合には、商標権者はその使用を禁止することができない。

改正法はまた、商標権侵害訴訟における不使用の抗弁について、関連する判断対象期間を明確化している。具体的には、当該抗弁が主張された場合、裁判所は、商標権者に対し、被疑侵害行為前3年間における当該商標の実際の使用に関する証拠の提出を求めることができる。この改正は、長年にわたり裁判実務上不明確であった点を解消するものであり、不使用の抗弁の適用における一貫性及び予測可能性を高めることが期待される。



最終的に採用されなかった改正案

改正法の最終版は、初期の草案と比較すると、より慎重な内容となっている。立法過程で大きな注目を集めた複数の提案は、最終的には採用されなかった。具体的には、反復出願に対するより厳格な制限、出願時における使用意思の宣言義務、登録後の定期的な使用声明、悪意ある登録の正当な権利者への強制移転、悪意ある出願の被害者に対する金銭的補償制度、及び異議申立後の不服申立手続に関する一定の改正案等が含まれる。

これらの提案が見送られたことは、立法者が制度濫用への対処の必要性和、行政上の複雑性、コンプライアンス負担の増加、及び既存の商標制度への潜在的な影響への懸念との間でバランスを図ろうとしたことを示唆している。もっとも、一部の論点はなお未解決のままであり、今後、実施規則、行政指針及び裁判実務を通じて発展していく可能性がある。

結論

全体として、改正商標法は、中国の商標制度の基本的な構造を根本的に変更するものではないものの、その法的枠組みを大きく発展させるものである。今回の改正は、正当なブランドオーナーの保護を強化し、悪意ある出願及び誤認を生じさせる使用に対処するための追加的な手段を導入するとともに、デジタル化が進む商取引の形態に商標制度を適応させるものである。同時に、改正法は、真正な使用、誠実な行為及び責任ある権利行使をより重視するものとなっている。

改正法は 2027 年 1 月 1 日に施行される予定であるため、中国市場で事業を行っている企業又は中国市場への参入を検討している企業は、この機会に、自社の商標ポートフォリオ、出願戦略、証拠保全の実務及び権利行使プログラムを見直すべきである。早期に準備を進めることにより、ブランドオーナーは、コンプライアンス上のリスクをより適切に管理し、改正法の下で導入される新たな保護手段を効果的に活用することが可能となる。